

7. 思想・信仰と教育—自分が自分でなくならないために

- 天皇機関説論争(1912年)と普通選挙法の成立(1925年)
- 大逆事件(1910年)治安維持法制定(1925年)

	政体構想	憲法解釈
【国権論】強兵路線	プロイセン・モデル 【君主専制】【神権論】 井上 毅・黒田清隆	穂積八束 【天皇親政論】 →天皇中心主義
富国路線	イギリス・モデル 【議院内閣制】 福沢諭吉・徳富蘇峰 井上馨	美濃部達吉 【天皇機関説】 →内閣中心主義
【民権論】民主化路線	フランス・モデル 【人民主権】【天賦人権論】 中江兆民・植木枝盛	北一輝 【君民共治】 →議会中心主義

1. 信教の自由と政教分離

- 「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」(大日本帝国憲法 28 条)
→神社への参拝強制(国家神道)
- 日本国憲法では信教の自由を保障し、政教分離を規定(20 条)
- 財政面からの国家と宗教の分離(89 条)
- 日本における宗教の多重信仰→特定の宗教と国家の結びつきに敏感

津地鎮祭事件(最大判 1977. 7.13)

公費支出による地鎮祭は違憲ではない

「目的及び効果にかんがみ、その[宗教との]かかわり合いが右の[その国の社会的・文化的]諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合」ではない。

(アメリカ最高裁の判断基準)

①目的が世俗的、②効果が宗教を援助・助長や抑圧するものではない、③国と宗教に過度のかかわり合いをもたらさない

(政府見解)

靖国神社への公式参拝は「違憲ではないかとの疑いもなお否定できない」(1980.11.17)

→1985.8 中曽根首相の公式参拝

閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会：宗教色を薄めた独自の参拝形式をとる事により公式参拝は可能

←「靖国神社公式参拝は政教分離の根幹にかかわるものであって、地鎮祭や葬儀法要等と同一に論じることはできない」

- 靖国神社に対しての愛媛県知事の玉串料の奉納は違憲（最大判 1997.4.2）
- 地方公共団体（北海道砂川市）が市の土地を神社の敷地として無償で使用させることは違憲（最大判 2010.1.20）
- 隊友会による自衛官の合祀は違憲ではない（最大判 1988.6.1）
→「宗教的な潔癖さの強い少数者を傷つけること」への配慮
- 憲法第1章と政教分離
「儀式を行ふ」（7条10号）：国事行為としての「即位の礼」と伝統行事としての「大嘗祭」を分けて行う

2. 教育の自由と国家の役割

家永教科書訴訟

教科書検定は憲法21条の禁止する検閲。同26条の教育を受ける権利の侵害

- 不合格処分 of 適法性（第一次訴訟：東京高判 1986.3.19）
- 検定制度そのものは合憲だが、制度運用次第では違憲となる（第二次訴訟：東京地判 1970.7.17）
- 妥当性を欠く点が無いではないが、文部大臣の裁量権の範囲内（第一次訴訟：最判 1993.3.16）
- 記述の削除を求める検定処分は違憲（第三次訴訟：最判 1997.8.29）

国の教育権

- 旭川学力テスト：「自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入」は違憲。但し、学力テスト自体は合憲。（最大判 1976.5.21）
- 君が代不起立訴訟：懲戒処分によって命令に従わせようとすることは思想・良心の自由に反している（東京地判 2006.9.21）
- 当該職務命令は、教育上の行事にふさわしい秩序の確保や式典の円滑な進行を図るものであって、思想・良心の自由には反しない（最判 2007.2.27）
- 懲戒処分のうち戒告は適法だが、減給と停職については処分取消。（最判 2012.1.16）

教育・宗教・国家の交錯

宗教を背景とする私立学校にとっての教育の自由という問題

特定の宗教に対しての国家の関与という問題

必修の剣道実技の不履修を理由とした退学処分は違法（最判 1996.3.8）

例題 日野「君が代」伴奏拒否訴訟（最判 2007.2.27）

市立小学校の音楽教諭 X は入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏を旨、校長から職務命令を発令されたが、これに従わなかったため東京都教育委員会から戒告処分を受けた事件。

教諭 X の主張：

- ①『君が代』は過去の日本のアジア侵略と結び付いている。
- ②正確な歴史的事実を教えずに、『君が代』を公然と歌い、伴奏することは思想・良心の自由に反している。
- ③子供の思想および良心の自由を実質的に保障する措置を執らないまま『君が代』を歌わせるという行為は人権侵害であり、ピアノの伴奏はこうした人権侵害に加担する行為である。
- ④戒告は昇給やボーナス、定年退職後の再雇用などに影響を受ける

学校側の主張

- ①『君が代』の伴奏は入学式の円滑な進行に不可欠なものであって、儀礼上の意味合いが強い。
- ②ピアノの伴奏によって思想・良心の自由が侵されるとは考えられない。
- ③戒告は校長の裁量の範囲内。

論点：

- ①ピアノ伴奏の職務命令は思想・良心の自由に反しているか？
- ②戒告処分の適法性